

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

令和四年六月二日、三日の降ひようによる災害を令和四年六月十七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕